



事務連絡  
令和4年9月9日

各高齢者施設等関係団体代表者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長 播磨 高志（公印省略）

高齢者施設等の職員に対する頻回検査の実施期間の延長について（通知）

新型コロナウイルス感染防止対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、国の基本的対処方針を踏まえ、高齢者施設等（入所系施設、通所・訪問系事業所）の職員の抗原定性検査キットによる頻回検査費用の補助を実施しています。

このたび、現下の感染状況を踏まえ、下記のとおり実施期間を令和4年9月30日（金）まで延長することとしました。

また、期間延長に伴い、補助要件を緩和することとし、これから頻回検査を実施する場合も補助対象とすることとしました。

高齢者施設等では、職員等による外部からの持ち込みにより、引き続きクラスターが発生していることから、検査未実施の施設等においても本補助金を活用した職員に対する頻回検査が積極的に実施されるよう本通知の内容について、貴会の会員施設等に周知くださいますようお願い申し上げます。

記

（変更前の実施期間）

令和4年7月23日（土）から令和4年9月16日までの8週間

（変更後の実施期間）

令和4年7月23日（土）から令和4年9月30日までの10週間

※補助額等、補助制度の詳細は「さいたま介護ねっと」に掲載しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kaigo-net/corona-kougenhojyokin.html>

担 当：施設・事業者指導担当

電 話：048-830-3254

メール：a3240-11@pref.saitama.lg.jp